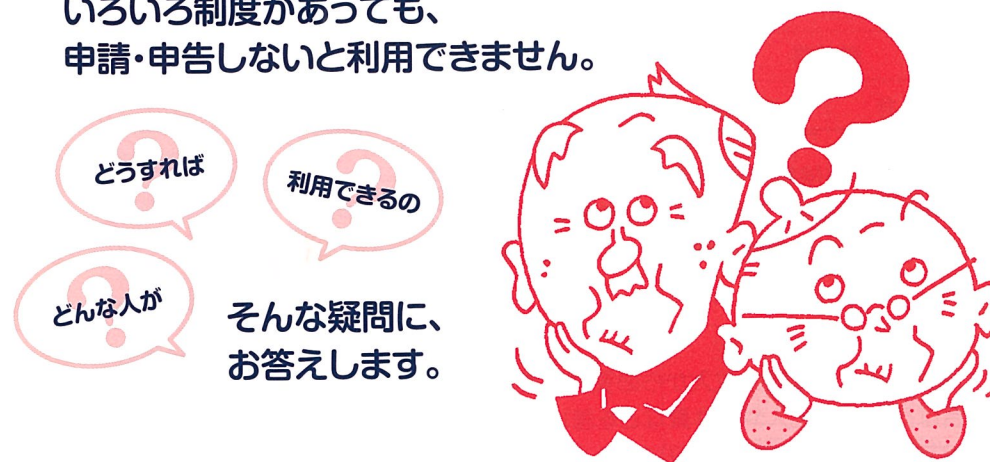


ご存じですか？ こんな制度、こんな活用法

もくじ

- | | |
|---|--|
| <p>03 負担軽減パンフの活用にあたって</p> <p>04 収入・所得・課税所得の違い</p> <p>05 所得控除の種類と控除額</p> <p>06 障害者控除、ひとり親・寡婦控除など
各種の所得控除を活用しよう！</p> <p>08 医療費控除
対象は10万円以上とは限らない
家族の医療費も合算を</p> <p>10 高額療養費制度
「限度額適用認定証」の申請で
医療費や入院の食事代が軽減</p> <p>12 高額医療・高額介護合算制度
医療と介護の高額負担
申請で合算し軽減されます</p> <p>13 「現役並み所得」高齢者の医療費負担
「3割負担」の高齢者も収入によっては
「1割または2割」に戻ります</p> <p>14 難病、小児慢性特定疾患など
特定の疾病は、窓口負担が軽減されます</p> <p>15 国保の保険料(税)・一部負担金減免
申請で減免されることも</p> <p>16 介護 高額介護サービス費
申請もれに注意を</p> | <p>17 介護保険施設の食費・居住費
食費・居住費の負担
申請で軽減されることも！</p> <p>18 介護保険の利用料・保険料減免
申請で減免されることも！</p> <p>19 介護保険/その他の制度
社会福祉法人等による負担軽減制度
介護保険と障害福祉サービスの併給</p> <p>20 福祉用具・日常生活用具・住宅改修
福祉用具・日常生活用具・
住宅改修の活用を</p> <p>21 障害者手帳の交付
手帳を取得することで様々なサービスが</p> <p>22 身体障害の認定申請
身体障害の認定を受けよう！</p> <p>23 特別障害者手当・障害年金
要介護4 以上なら特別障害者手当の
可能性も
うつ病や発達障害も障害年金の対象</p> <p>24 生活保護
働いていたり、年金収入がある人も
生活保護は利用できます</p> <p>25 生活保護/就学援助制度</p> <p>26 その他 こんな制度も忘れずに</p> <p>27 無料低額診療事業/生活福祉資金貸付/
補聴器購入費/介護休業給付/治療用
眼鏡/葬祭費/傷病手当金/認知症個人
賠償責任保険/民間保険/世帯分離</p> |
|---|--|

いろいろ制度があっても、
申請・申告しないと利用できません。



負担軽減パンフの活用にあたって

**国の悪政にストップを！
地域での医療・福祉・介護の改善を！**

増税、保険料アップ、医療保険や介護保険の窓口負担増、年金給付の切り下げ…どこまで庶民いじめが続くのでしょうか。泣き寝入りはゴメンです。みんなの力を合わせて、国の悪政をはねかえしましょう。

また、地域でのねばり強い運動で、子ども医療費助成制度の拡大、高額療養費の現物給付化(立て替え払い不要)、予防接種助成、妊産婦健診や妊産婦医療費助成の拡大など、多くの成果を築いてきました。引き続き、地域から医療・福祉・介護改善の運動をすすめましょう！

今ある制度は、100%活用を！

負担増の嵐の中でも、「負担が軽減される制度」が埋もれています。でも、申請が必要のために、知らないでいると大損です。

このパンフレットは、既存の制度を活用して、少しでも負担を軽減することを目的に発行しました。使えるような制度があれば、このパンフレットを持って、すぐに申請窓口に出かけましょう！せっかく良い制度があっても私たちが使わなければ、制度がなくなったり、縮小されたりする可能性もあります。

収入と所得・課税所得の違いを ご存じですか

① 収入

「収入」とは、サラリーマンの場合は給料やボーナスの額(税金や保険料が天引きされる前の額)、年金生活者であれば年金額(天引き前)、自営業者では売上金額のことです。1年間の収入の合計を「年収」と言います。

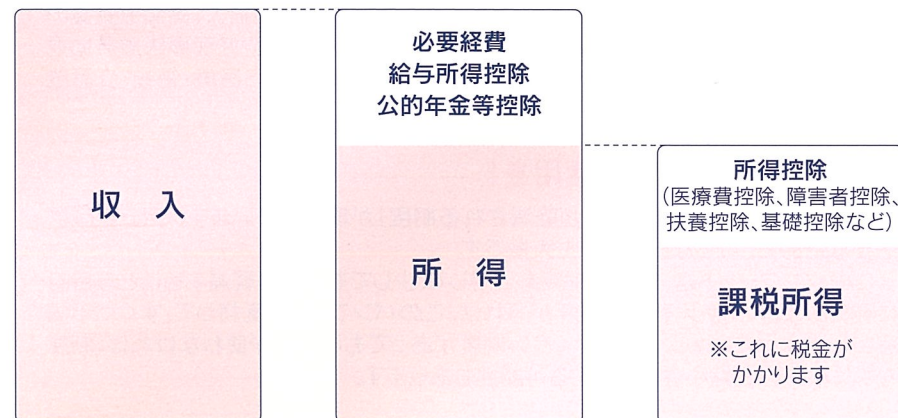


② 所得

「所得」とは、1年間の収入から必要経費等を差し引いた額のことです。自営業者の場合は売上から仕入や人件費などを差し引いた金額、サラリーマンであれば給料から給与所得控除(最低55万円)を差し引いた額、年金生活者では年金から公的年金等控除(65歳未満は最低60万円、65歳以上は最低110万円)を差し引いた額です。

③ 課税所得

所得から「所得控除」(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、ひとり親・寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)を差し引いた額を「課税所得」と言います。課税所得に税率をかけて所得税や住民税(市区町村民税・都道府県民税)の額が決まります。



所得から差し引くことができるものを「所得控除」と言います。所得控除のうち、納税者本人や家族の状況等に基づく所得控除(人的控除)の種類と金額は下表のとおりです。

(2025年1月現在)

所得控除(人的控除)の種類		控除額	
		所得税	住民税
基礎控除		48万円※1	43万円※1
配偶者控除	一般	38万円※2	33万円※2
	老人(70歳以上)	48万円※2	38万円※2
配偶者特別控除		1万円~38万円※3	1万円~33万円※3
扶養控除	一般(16歳~18歳、23歳~69歳)	38万円	33万円
	特定(19歳~22歳)	63万円	45万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円
	同居の老親	58万円	45万円
障害者控除 (6~7ページ参照)	一般	27万円	26万円
	特別	40万円	30万円
	同居特別	75万円	53万円
ひとり親控除 (6~7ページ参照)		35万円	30万円
寡婦控除(女性) (6~7ページ参照)		27万円	26万円
勤労学生控除		27万円	26万円

- ・15歳以下の扶養親族には扶養控除の適用はありませんが、確定申告書や「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に氏名等を記載します(住民税の課税・非課税判定に関係します)。
- ・人的控除以外に雑損控除、医療費控除(8~9ページ参照)、社会保険料控除(7ページ参照)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除があります。

※1:納税者本人の所得金額が2,400万円以下の場合

※2:納税者本人の所得金額が900万円以下の場合

※3:納税者本人の所得金額が1,000万円以下の場合



各種の所得控除を活用しよう!

下記のように確定申告することで、住民税非課税になる場合もあります。

各種の所得控除を活用すると、医療費や高齢者の入院食事代、国保料(税)、介護保険の保険料・利用料が軽減されます。



「障害者」や「ひとり親・寡婦」であれば 確定申告などで住民税非課税になる場合も

税法上の「障害者」や「ひとり親・寡婦」は、前年の「所得」(4ページ参照)が135万円以下(公的年金収入だけの場合は年間収入金額245万円以下)であれば、住民税が非課税になります。135万円を超える場合は非課税にはなりません。税金や保険料が低くなります。該当する人は、確定申告または年末調整の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」で手続きします。申告を忘れた人は、市区町村役場や税務署に相談してください。

寝たきりの人は障害者控除の対象

税法上の障害者控除の対象となる人は(表1)の通りです。身体障害者手帳などが交付されていなくても、常時寝たきりの人は障害者控除の対象になります。申請や認定は必要ありません。

介護認定を受けている人は市区町村へ相談を

市区町村長が「身体障害者等に準ずる」と認めた人も税法上の「障害者」になります。障害者控除の対象と認める範囲が市区町村により異なり、「要介護者」全員を対象にしたり、「要支援」まで対象としている市区町村もあります。

介護認定を受けている人は、基準に合うかどうかを市区町村役場(介護保険・福祉の窓口)で確かめて、「障害者控除対象者認定申請書」で申請し、認定書を受け取りましょう。

表1 税法上の「障害者」となる人

1 知的障害者、 精神障害者、 身体障害者と 認定された人	2 常時寝たきりの人	3 市区町村長が身体 障害者等に準ずると 認めた65歳以上の 人(介護認定を受け ている人など)ほか
---	---------------	---

「ひとり親・寡婦」は認定不要

税法上の「ひとり親・寡婦」となる人は(表2)の通りです。証明や認定は不要です。「ひとり親」は未婚でも可能です。

表2 税法上の「ひとり親・寡婦」となる人

※事実婚の夫・妻がいる人は該当しません。
※所得金額が500万円以下で、下記に該当する人

「ひとり親」となる人

婚姻をしていない、
または配偶者の生
死が明らかでない
人で、子どもを扶養
している人

「寡婦」(女性)となる人

…以下の①または②に当てはまる人

1
夫と死別・または
生死が明らかで
ない人

2
夫と離婚した人
で、親族(子以外)
を扶養している人

後期高齢者医療保険料は、年金天引きを配偶者や子どもの 口座振替に切り換えて社会保険料控除に活用可能

後期高齢者医療や65歳以上の国保料(税)の年金からの天引きは、申し出れば口座振替に変更できます。年金からの天引きでは年金受給者以外の家族の社会保険料控除の対象となりませんが、口座からの振り替えとすれば、配偶者や子どもの所得税・住民税の社会保険料控除の対象とすることが可能です。

対象は10万円以上とは限らない 家族の医療費も合算を

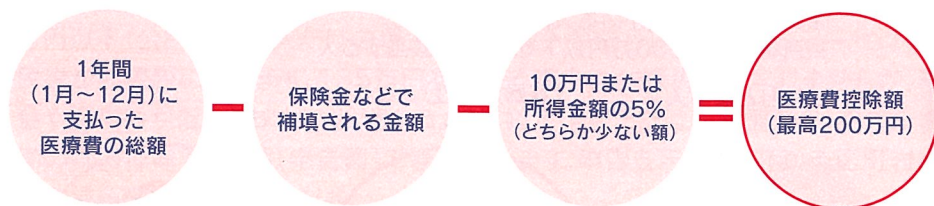
納税者が本人や家族のために支払った医療費が一定額を超える場合は、「医療費控除」として確定申告の際に所得から差し引くことができます。



医療費控除の内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額(世帯合算)が、「10万円」または「所得金額の5%」(どちらか少ない額)を超えた場合、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

医療費控除の対象となる額の計算方法



支払った医療費が10万円以下でも対象になることがあります。例えば、収入が、年210万円の公的年金だけの高齢者の場合、公的年金控除後の所得金額は100万円となり、その5%である5万円を超えた分が対象になります。

医療費控除の対象となる額の計算例

収入：公的年金のみ210万円 支払った医療費8万円の場合
 $8万円(1年間の医療費) - 0円(保険金などの補填額) - 5万円(所得金額100万円の5\%) = 3万円$

家族の医療費も合算できます

納税者本人の医療費だけでなく、同一生計の親族(扶養親族でなくても、仕送りでもよい)のために支払った医療費も対象になります。医療費控除は、支払った税金の還付を受ける制度のため、非課税の人は対象になりません。税金(所得税・住民税)を支払っている人が、家族の医療費も合算して申告しましょう。

利用方法

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。医療保険者からの「医療費通知(自己負担額の記載があるもの)」があれば、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化できます。管轄の税務署で申告します。郵送でも申告できます。年中(土・日・祝日は除く)いつでも受け付けています。なお、5年前までさかのぼって申告できる場合があります。

5年間は領収書(医療費通知を添付したものを除く)の保管が必要です。

表1 医療費控除の対象となるものの例

- 医師・歯科医師による診療費・医療費(不妊治療、インプラント、子どもの歯の矯正など保険外診療も可)、入院費(高額な室料差額は不可)、入院の食事代
- 医師の診療を受けるための通院交通費(タクシー代はやむを得ない場合のみ)
- 出産に伴う費用(妊婦健診、通院交通費、入院の食事代を含む)
- 介護保険の医療系居宅サービス(訪問看護・デイケアなど)、医療系サービスと併用される福祉系居宅サービス(家事援助を除く訪問介護・デイサービスなど)の利用料
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院)の利用料・食費・居住費(特別養護老人ホームは費用の半額)
- 弱視や斜視、白内障の術後など治療上必要な眼鏡の購入費用
- 認定医の情報提供書をもとに購入した補聴器費用
- 治療のためのはり・きゅう、マッサージ、柔道整復などの施術費
- 薬局で購入した薬代 ● 療養上の世話のために家政婦などに支払う費用
- 寝たきりの人のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)

表2 医療費控除の対象とならないものの例

- 人間ドック・健康診断費用 ● 通院のための自家用車のガソリン代、駐車代
- 診断書料 ● 美容整形 ● 予防接種代

セルフメディケーション税制も選択できます!

12,000円以上の対象医薬品を購入した場合、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と同時利用は不可)を受けられます。

- ・ 薬局のレシートに税制対象商品である旨の表示があります。
- ・ 「健康の保持増進及び疾病の予防の一定の取組(健康診査・予防接種など)」を行っている人が対象です。

「限度額適用認定証」の申請で医療費や入院の食事代が軽減

1カ月の医療費負担が下記の自己負担限度額を超えると、超えた金額が申請により払い戻されます。「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示（オンライン資格確認を実施している医療機関等では、本人の同意があれば提示は不要）することにより、超えた金額は病医院の窓口で払わなくてもよくなります。住民税非課税世帯の方は入院の食事代も軽減されます。

医療機関に認定証を提示しない場合は、払い戻しの申請が必要です。

医療費自己負担限度額

(2025年1月現在)

● 70歳未満の自己負担限度額 「限度額適用認定書」の申請が必要です

適用区分		自己負担限度額(1カ月)
ア	年収約1160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770万～約1160万円 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

(注)過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。

● 70歳以上の自己負担限度額 ☐ 太線の区分の人は「限度額適用認定書」の申請が必要です

適用区分		自己負担限度額(1カ月)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯合算)(※1)
現役並み所得	年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(※2)	
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(※2)	
	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※2)	
一般所得	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下	18,000円(年間上限144,000円)(※3)	57,600円(※2)
住民税非課税	住民税非課税世帯(Ⅱ)	8,000円	24,600円
	年金収入80万円以下(世帯全員)(Ⅰ)	8,000円	15,000円

※1:世帯合算は同じ保険に加入している人同士が対象となります。

※2:過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。

※3:75歳以上で2022年10月～の2割負担の対象者には、別途対応があります(2025年9月まで)。

※上の2つの表の「総医療費」とは、保険適用される医療費の総額(10割)であり、窓口負担の額ではありません。

医療費の計算の仕方

- ① 患者1人ごとに
 - ② 受診した病医院ごとに(同一医療機関でも内科と歯科は別)
 - ③ 同一病医院でも入院と外来は別々に
 - ④ 暦月(各月の1日～月末)ごとに
 - ⑤ 薬局の負担金は処方せんを出した病医院と合算
 - ⑥ 入院時の食事・生活療養の標準負担額は対象外
 - ⑦ 差額ベッド代など保険外診療費は対象外
- ※①～③は70歳未満のみ



入院の食事代の軽減

(2025年1月現在)

住民税非課税世帯は入院中の食事代が軽減されます

30日入院の場合44,100円 ➡ 9,900円～20,700円

申請

「限度額適用認定申請書」または「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」で下記窓口に応じます。受け取った「認定証」を病医院の窓口で提示します。認定証がない場合の払い戻しの申請も同じ窓口です。さかのぼって2年間申請可能(入院の食事代は申請した月以降のみ)

国民健康保険の人	市区町村役場(国民健康保険係)
社会保険・国保組合の人	各保険者
後期高齢者医療の人(原則75歳以上)	市区町村役場(後期高齢者医療係)



医療と介護の高額負担 申請で合算し軽減されます



1年間(毎年8月～翌年7月)の医療と介護の自己負担額が合算して、下記の限度額+500円を超えると、申請により超えた額が払い戻されます。

原則として医療保険の保険者から、該当者に通知されます。

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額 (2025年1月現在)

● 70歳未満の人がいる世帯(1年単位)

適用区分	限度額
年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	212万円
年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円	141万円
年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	67万円
年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

● 70歳以上の世帯(1年単位)

	適用区分	限度額
現役並み所得	年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	212万円
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円	141万円
	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	67万円
一般所得	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下	56万円
住民税非課税	住民税非課税世帯(Ⅱ)	31万円
	年金収入80万円以下(世帯全員)(Ⅰ)	19万円

(注1) 70歳未満の医療費は、自己負担額が月21,000円以上のものが合算されます。

(注2) 食費負担や差額ベッド代等は対象となりません。

(注3) 世帯合算対象者は、世帯内の同一の医療保険加入者に限ります。

申請

7月末日時点に加入している医療保険の窓口(各保険者)へ申請します。

「3割負担」の高齢者も収入によっては「1割または2割」に戻ります

住民税の課税所得145万円以上の高齢者は「3割」負担になります。

しかし、収入が一定以下であれば、申請により「1割または2割」の負担に軽減されます。



対象者・軽減内容 高齢者(原則70歳以上)の方で「一部負担の割合」が「3割」で、下表にあてはまる人。

【70歳以上が1人の世帯】※年収は、原則70歳以上の高齢者のみの収入で計算します。

収入(年収)	年 齢	軽減内容
383万円未満	70歳以上	● 医療費負担 「3割」 ➡ 「1割または2割」 ※医療費の負担上限額も軽減

【70歳以上が2人の世帯】※年収は、原則70歳以上の高齢者のみの収入で計算します。

2人の年収合計	年 齢	軽減内容
520万円未満	2人とも70歳以上	2人とも ● 医療費負担 「3割」 ➡ 「1割または2割」 ※医療費の負担上限額も軽減
520万円以上	1人が高齢受給者(70～74歳) もう1人が後期高齢者(75歳以上)	383万円未満の人のみ 同上
	2人とも70～74歳	軽減なし
	2人とも75歳以上	軽減なし

申請

「基準収入額適用申請書」で下記窓口に申請します。

後期高齢者の人(原則75歳以上)	市区町村役場(後期高齢者医療担当)
高齢受給者の人(70～74歳)	● 国民健康保険は市区町村役場 ● 社会保険・国保組合は各保険者

※申請をしなくても1割または2割の負担に対応する市区町村もあります。

特定の疾病については、 窓口負担が軽減されます



対象疾病

窓口負担軽減となる疾病は、下記の疾病で国が定めた症状の基準を満たしている方です。

【難病】潰瘍性大腸炎、パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデスなど341疾病。対象疾患は、右記ホームページまたは保健所にお問い合わせください。



【特定疾患】スモン、プリオン病の他、都道府県で指定した疾患

【小児慢性】慢性腎疾患、糖尿病等788疾病(原則として18歳未満)
対象疾患は、右記ホームページまたは都道府県担当課にお問い合わせください。



【その他】先天性血液凝固因子障害等、B型・C型肝炎・肝がん・重度肝硬変、感染症法に基づく医療(一类・二类・新型インフルエンザ等感染症、結核等)の治療など

軽減内容

「難病」と「小児慢性」は、認定疾患等に対する医療費の一部負担金を軽減し、所得に応じた自己負担月額上限が設定されます(「難病」は0～3万円、「小児慢性」は0～1万5千円で入院時の食事の標準負担額が半額となります)。

「特定疾患」は、認定疾患等に対する医療費の一部負担金および入院時の食事等の標準負担額が無料になります。

「難病」と「特定疾患」は、介護保険の訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護医療院サービスについても医療費に準じて軽減されます。

「難病」の場合、「軽症者」は医療費助成の対象外となりますが、医療費が高額な場合は、助成対象となる場合もあります。

申請

受給者証を申請する場合に、「難病」と「特定疾患」は、指定医の「診断書」(有料※)を添えて、居住地の保健所等に申請します。「小児慢性」は、指定医の「意見書」(有料※)を添えて、都道府県知事等に申請します。診断書や意見書以外にも書類が必要ですので、申請先にあらかじめお問い合わせください。

※印:医療機関によっては、無料で交付している場合もあります。

申請で減免されることも 保険料(税)減免



対象者

国が定めた減額

世帯の所得が一定額以下の場合、保険料(税)が自動的に減額されます。ただし、遺族年金・傷害年金・傷病手当金・失業給付金・労災給付金だけの人や非課税の人でも、所得の申告が必要です。

市区町村独自の減免

低所得世帯、障害者、所得減少など市区町村ごとに定めた要件に当てはまる場合に減免されます。災害・失業・事業の休廃止、非自発的失業はすべての市区町村で減免されます。原則として、申請が必要です。

- 【例示】
- 新潟県佐渡市:18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯の3人目以降に係る均等割額を減免(所得制限なし)
 - 名古屋市:本人前年所得135万円以下の障害者・寡婦・ひとり親、本人前年所得45万円以下の65歳以上高齢者などの均等割額を軽減

保険料(税)滞納による特別療養費の支給対象から除外される場合

保険料(税)を1年滞納した人に2024年12月1日まで交付されていた「資格証明書」が廃止されました。「資格証明書」に代わる特別療養費の支給(窓口で医療費の全額を負担する)の対象となりますが、次に該当することが確認された場合は特別療養費の支給対象とはなりません。

- ① 災害または盗難、本人または家族の病気、事業の休廃止や著しい損害
- ② 難病・自立支援医療など国による公費負担医療の対象者
- ③ 医療費の一時払いが困難である旨の申し出を市区町村が認めた場合
- ④ 18歳年度末までの子ども

一部負担金減免

災害・失業・事業の休廃止・所得減少などで国民健康保険の一部負担金の支払いに困った場合に、減免・猶予する制度があります。

ただし、適用される範囲は市区町村によって異なります。
市区町村役場(国保担当)にご相談ください。

申請

市区町村役場(国保担当)に申請します。

申請もれに注意を

介護サービスの1カ月の利用者負担が所得に応じた限度額を超えると、申請により払い戻されます。支給対象者に申請書を送付する市区町村もあります。

また、初回のみ申請を行えば、2回目からは口座に自動的に振り込まれる市区町村もあります。



高額介護サービス費、高額介護予防サービス費の基準(月額) (2025年1月現在)

対象者	個人負担 上限※1	世帯負担 上限※1
現役並み所得	44,400円	140,100円(年収約1,160万円以上)
		93,000円(年収約770万円～1,160万円)
		44,400円(年収約383万円～770万円)
住民税課税世帯		44,400円
世帯全員が住民税非課税		24,600円
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円	24,600円
生活保護受給者※2		15,000円

※1:「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。

※2:生活保護受給者の負担額は介護扶助により給付されます。

計算の仕方

- 個人は利用者1人ごとに、世帯は同一世帯について
- 暦月(各月の1日～月末)ごとに
- 事業所が違ってても居宅および施設サービスのすべての利用料を合算して
- 食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費や福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担は対象外

申請

「高額介護サービス費支給申請書」で、市区町村役場(介護保険担当)に申請します。

食費・居住費の負担 申請で軽減されることも!

非課税世帯では、申請により介護保険施設に入所中の食費・居住費の負担が軽減されます。



対象者

住民税が非課税世帯の人(下記を除く)。

- ①世帯が分かれていても配偶者が住民税課税
- ②預貯金等が次の金額を超える場合

年金収入等※	預貯金等
80万円以下	単身650万円・夫婦1,650万円
80万円超120万円以下	単身550万円・夫婦1,550万円
120万円超	単身500万円・夫婦1,500万円

※年金収入等には、非課税年金・その他の合計所得を含みます。

軽減内容

所得に応じて、次の通り負担が軽減されます(2025年1月現在)。

●入所中の食費の軽減(30日間)

軽減前(43,350円) ➡ 軽減後(9,000円～40,800円)

所得によって軽減後の金額が異なります。申請した月以降のみ適用

●入所中の居住費の軽減(30日間) 【例】介護医療院・老人保健施設の従来型個室の場合

軽減前(51,840円) ➡ 軽減後(16,500円～41,100円)

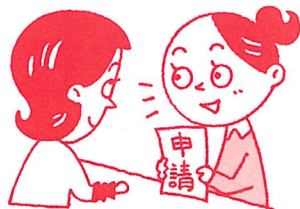
所得によって軽減後の金額が異なります。申請した月以降のみ適用

申請

「介護保険負担限度額認定申請書」で市区町村役場(介護保険担当)に申請します。認定後は「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。

申請で 減免されることも!

介護保険利用料減免



対象者 災害・失業・事業の休廃止などの場合、利用料減免制度を利用できます。また、低所得世帯に対しての利用料減免制度がある市区町村もあります。

- 【例示】
- 東京都千代田区：住民税非課税世帯で世帯年間収入1人150万円(1人増すごとに50万円加算)以下で預貯金350万円(1人増すごとに100万円加算)以下などの場合、すべての居宅サービス等の利用者負担を3%に軽減(千葉県船橋市は同要件にて、利用者負担を6%に軽減)。
 - 愛知県武豊町：住民税非課税世帯の在宅サービス利用料負担を半額に軽減。

申請 市区町村役場(介護保険担当)に申請します。

介護保険料減免

対象者 災害・失業・事業の休廃止などの場合、保険料減免を受けることができます。また、所得の低い世帯を対象とした減免制度がある市区町村もあります。

- 【例示】
- 調布市：世帯年間収入1人150万円以下(1人増えるごとに50万円加算)、預貯金350万円(1人増えるごとに100万円を加算)以下。生活の本拠地となる住宅以外に不動産を所有していない第2段階(月額28,615円)、第3段階(月額40,415円)を第1段階(月額16,815円)に軽減。
 - 大阪市：住民税非課税世帯の方で、世帯年間収入1人150万円(1人増えるごとに48万円加算)以下(介護保険料・介護サービス利用料を控除)、預貯金350万円以下で自己の居住用以外に不動産を有しない、かつ扶養を受けていないなどの場合、第4段階(月額76,582円)の半額に軽減。

申請 市区町村役場(介護保険担当)に申請します。

社会福祉法人等による 利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供するサービスについて、介護保険利用料、居住費および食費の一部が減免される制度があります。

対象者 住民税非課税世帯で預貯金等が一定条件に当てはまる方

対象要件 (次の要件をすべて満たしている人が対象です)

- ① 住民税非課税世帯
- ② 年間収入が単身世帯で150万円(1人増えるごとに+50万円)以下
- ③ 預貯金の額が単身世帯で350万円(1人増えるごとに+100万円)以下
- ④ 世帯が所有する資産がすべて日常生活のために必要な資産である
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑥ 介護保険料を滞納していない

軽減内容

軽減を実施している社会福祉法人が提供する訪問介護、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームなどの利用料、食費、居住費の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。

申請 市区町村役場(介護保険担当)に申請し、受け取った確認証を介護サービスを受ける施設に提示します。

介護保険と障害福祉サービスの併給

介護保険サービスを利用しても障害福祉サービスは利用可

65歳以上(特定疾患による40~64歳を含む)の障害者は、原則介護保険サービスの利用が優先されますが、一律に介護保険の利用を優先せず、利用者の生活実態に合わせて柔軟に対応することになっています。

従って、次のような場合、市区町村の判断により、介護保険サービスと障害福祉サービスの併用や障害福祉サービスの単独利用が認められます。

- ① 介護保険の支給限度額ではサービス量が足りない場合
- ② 介護保険にはない就労、社会参加のサービスが必要な場合等

詳しくは、市区町村役場(障害福祉担当)、担当のケアマネジャー、障害者基幹相談支援センターにご相談ください。

福祉用具・日常生活用具・住宅改修の活用を

高齢者の自立を助けるための福祉用具・日常生活用具の給付・貸与、住宅改修の制度があります。

内容が市区町村によって異なる場合があります。

福祉用具の貸与・支給の制度、 特定福祉用具販売の選択制

要介護・要支援の方に、特殊寝台・床ずれ防止用具など福祉用具の貸与や福祉医療用具購入費を支給する制度があります。

貸与を受ける場合は、ケアプランの作成が必要です。福祉用具購入費の支給は、1割から3割の自己負担があります。市区町村によっては、利用者負担を支払うだけでサービスが受けられる「受領委任払い」が行われています。

「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が貸与と販売の選択制の対象となりました。ケアマネジャーや福祉用具専門相談員とご相談ください。



対象と内容

要介護2以上の方

車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・認知症老人徘徊感知器など
※要支援1・2及び要介護1でも一定の状態にある方は認められます。

要支援・要介護の方

手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ

参考：日常生活用具の給付・貸与の制度

ひとり暮らし、寝たきりの高齢者の方に、火災警報機、電磁調理器など日常生活用具の給付または貸与の制度があります。所得に応じた負担があります。

手すり取り付けなど住宅改修費の支給

手すり取り付け・段差解消など住宅改修費は介護保険の対象となり、20万円を限度に利用者負担（1～3割）を差し引いた改修費が支給されます。

市区町村によっては、利用者負担を支払うだけでサービスが受けられる「受領委任払い」が行われています。

申請・相談窓口

市区町村役場（介護保険担当）またはケアマネジャーにご相談ください。

手帳を取得することで様々なサービスが

障害者には、医療や福祉などの制度が設けられていますが、とくに、障害者手帳を取得することで、様々な援助やサービスを受けることができます。

障害者手帳は、障害の区分に応じて、次のいずれかが交付されます。

障害の区分と手帳の種類・対象者

障害の区分	障害者手帳の種類	対象者のあらし
身体障害	身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能に障害のある方
知的障害	療育手帳（注）	知的障害のある方
精神障害	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため、生活への制約がある方 ※認知症も程度により交付されます。

（注）名称は「愛の手帳」（東京都）、「みどりの手帳」（さいたま市）など地域により異なります。

障害者手帳により受けられる主な施策

	身体障害	知的障害	精神障害	備 考
医療費の助成	○	○	○	障害者医療費助成制度など
手当・年金	○	○	○	特別障害者手当など
所得税・県市民税の控除	○	○	○	
自動車税などの減免	○	○	○	
補装具の支給	○			車いす、補聴器など
日常生活用具の給付	○	○	○	特殊寝台、特殊マットなど
公共交通機関の割引	○	○	△	
有料道路通行料の割引	○	○		
NHK受信料の免除・割引	○	○	○	
携帯電話料金の割引	○	○	○	

※障害の程度、所得、お住まいの市区町村によって、受けられる対象が異なります。

△印：市区町村独自の制度

申請

市区町村役場（障害福祉担当）に申請します。身体障害は指定医の診断書、精神障害は手帳用診断書または障害年金証書の写しが必要です。

身体障害の認定を受けよう!

寝たきりで歩くことができないなどの状態になると身体障害の認定を受けることができます。

身体障害者の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けると、行政の様々なサービスが利用できます。(21ページ参照)

とくに医療費については「身体障害」の1・2級(市区町村または障害の種類によっては3～6級)に該当するなど、市区町村の障害者医療費助成制度の対象となると、医療費の一部負担が無料または軽減されることがあります(所得制限がある場合もあります)。

「加齢」による身体障害も対象に

加齢に伴う身体障害であっても、認定基準に合致すれば対象となります(年齢制限がある場合もあります)。

例えば「100m以上の歩行不能」「片足による起立保持が全く不能」などは肢体不自由の3級に該当します。

複数の障害は合わせて重度認定も

複数の障害がある場合は、より重度の認定が受けられる場合もありますので、軽度の障害でもあきらめずに申請してみましょう。

認定方法

認定を受けるには身体障害の指定医の診断が必要ですので、まずは、いつも受診している主治医が市区町村役場(障害認定担当)に相談してみましょう。



要介護4 以上なら 特別障害者手当の可能性も



「高齢者介護」と「障害者福祉」という行政の縦割りのなかで埋もれがちなのが特別障害者手当です。身体障害者手帳がなくても医師の診断書があれば申請できるため、要介護4・5など常時介護を必要とする人なら申請すれば対象となる可能性があります。

対象者

20歳以上で、身体や精神に重い障害があつて、寝たきりなどで常時介護を必要とする在宅の人。重度の認知症も対象になります。

※在宅が条件ですが、グループホームやサ高住、有料老人ホーム入所者も対象となります。

手当額

国制度分 月28,840円

※都道府県や市区町村が上乗せをしている場合があります。

※20歳未満の人には、障害児福祉手当制度(月15,690円)があります。

所得制限限度額

※所得金額の上限

扶養親族等人数	受給者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円

※扶養親族等が増えるごとに加算があります。

申請・相談窓口

市区町村役場(特別障害者手当担当)

障害年金～うつ病や発達障害も対象

病気やケガをして、長期にわたり一定の障害の状態にある時に受けられる障害年金。身体・知的・精神という障害の種類を問わず、「初診日が原則として65歳未満の人」などの要件を満たせば、原則としてすべての傷病が対象となりえます。

対象となる障害(例示)

うつ病・発達障害などの精神の障害、脳梗塞・脳出血発症後の後遺症、心臓・腎臓疾患、がん、リウマチ・パーキンソン病など難病の病気も対象となる可能性があります。

申請・相談窓口

国民年金は市区町村役場または年金事務所
厚生年金は年金事務所

※障害年金支援ネットワークが無料電話相談を実施(TEL 0120-956-119)

働いていたり、年金収入がある人も生活保護は利用できます

「収入が減り、蓄えも底を尽き、このままでは生活できない」
生活保護という制度は、こういったピンチを救う最後の砦です。憲法25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されています。厚労省HPでも「国民の権利」として紹介されています。



生活保護とは？

国が決めた基準金額に対して収入が不足する場合、不足する部分を補うのが、生活保護のしくみです。

働いている場合や、年金収入がある人も、生活保護を利用できます。下記「申請の際のポイント」をご参照ください。

生活保護の種類

生活扶助のほか、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があります。「葬祭」単独も可です。

申請の際のポイント

- 手持ち金がないと、生活保護を利用できないということではありません。手持ち金は、生活保護基準額の5割まで認められています。
- 「持ち家」や自動車を所有していても、利用できる場合があります。
- 働いていたり年金を受け取ったりしていても、給料や年金の額が最低生活費以下であれば、足りない分は差額を利用できます。
- 親・兄弟・子どもなどが「扶養」できないか尋ねられますが、生活保護の要件ではありません。自分の意思で断ることができます。

申請・相談窓口

市区町村役場の生活保護の相談窓口（保護担当など）

※相談時には、収入状況や家賃などのわかる資料を持っていたほうがよいでしょう。

※一般社団法人「つくろい東京ファンド」：住所や収入、世帯状況、資産等を入力すると生活保護申請書のPDFが作成できるサービスをホームページ「フミダン生活保護申請」で行っています。

※全国生活と健康を守る会連合会（全生連）：TEL03-3354-7431、各地の生活と健康を守る会でも相談窓口を案内しています。



生活保護支給額の例（月額）

（2025年1月現在）

		1級地1 東京23区他	2級地1 埼玉県熊谷市	3級地1 福岡県柳川市
夫婦1人世帯 (33歳+29歳+4歳)	生活扶助	164,860円	156,250円	151,050円
	住宅扶助(上限)	69,800円	47,000円	43,000円
	合計	234,660円	203,250円	194,050円
母子3人世帯 (30歳+4歳+2歳)	生活扶助	196,220円	186,600円	179,900円
	住宅扶助(上限)	69,800円	47,000円	43,000円
	合計	266,020円	233,600円	222,900円
高齢単身世帯 (68歳)	生活扶助	77,980円	73,090円	70,770円
	住宅扶助(上限)	53,700円	36,000円	33,000円
	合計	131,680円	109,090円	103,770円
高齢夫婦世帯 (68歳、65歳)	生活扶助	122,460円	116,790円	112,760円
	住宅扶助(上限)	64,000円	43,000円	40,000円
	合計	186,460円	159,790円	152,760円

※上記には児童養育加算、母子加算、冬季加算を含む。

※学齢期の子がいる場合は、学用品費、教材代等を教育扶助として別途給付。

※医療・出産・介護の実費担当は、医療・出産・介護扶助として別途給付。

就学援助制度で学校の諸費用の負担軽減を

経済的理由によって小・中学校への就学が困難な子どもの保護者に、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の一部を市区町村が援助します。



就学援助制度（国の考え方）

（2025年1月現在）

		小学校		中学校	
		第一学年	その他の学年	第一学年	その他の学年
学用品費		11,630円		22,730円	
通学費		市区町村が支給した通学費			
修学旅行費		市区町村が支給した修学旅行費1人当たり平均額			
通学用品費			2,270円		2,270円
校外活動費	宿泊伴わない	1,600円		2,310円	
	宿泊伴う	3,690円		6,210円	
新入学児童生徒学用品費等		54,060円		63,000円	

※上記以外にも補助があります。また、市区町村によって支給内容や対象基準、申請先が異なります。詳しくは、学校、市区町村の教育委員会などにお問い合わせください。

※高校の場合、「入学準備金（無利息の貸し付け）」や「市立高校の授業料等支援制度」がある市区町村もあります。詳しくは、学校にお問い合わせください。

※「入学準備金」（小・中学生）を入学前に支給する自治体が増えています。

その他、こんな制度も忘れずに

無料低額診療事業・無料低額介護老人保健施設利用事業

経済的な理由によって必要な医療・介護を受ける機会が制限されることがないよう、無料または低額で医療機関が診療(対象は受診費用のみ)を行う、または介護老人保健施設の利用が可能となる事業です。

実施機関は、各都道府県の健康福祉関係部局にお問い合わせください。また、利用方法や減免基準は、医療機関や老人保健施設によって異なりますので、実施機関へ事前にお問い合わせください。

生活福祉資金貸付

低所得者、障害者、高齢者などを対象に、経済的に困ったときに利用できる公的貸付制度があります。住宅の増改築・補修などの福祉費や医療費・介護費の支払いなどの緊急小口資金を都道府県の社会福祉協議会が実施主体となって、無利子または低利子で借りられます。

※総合支援資金と緊急小口資金等の貸し付けにあたっては、原則「自立相談支援事業」の利用が貸し付けの要件となります。

補聴器購入費が助成されます

18歳以上の補聴器購入費助成制度は、365市区町村で実施(2024年10月31日時点・保団連調べ)されています。



18歳未満の助成は、ほぼすべての自治体で実施されています。助成を受ける場合は、事前にお住まいの自治体に助成要件をご確認ください。

介護休業給付の申請で給与の67%が支給される

両親や配偶者の介護のために会社を休んだ場合、一定の要件を満たすと支給される給付金です。この介護給付を利用することで給与の67%の給付を受けることが出来ます。最長で3カ月(93日)間です。支給の申請は、個人ではなく、事業主がハローワークへ行います。介護休業終了後に一括申請し、受け取ります。会社から介護休業中に給与が支払われている場合は、介護休業給付が減額されます。

小児弱視などの治療用眼鏡等は健康保険の対象に

子どもの弱視、斜視および先天性白内障術後の屈折矯正に用いるメガネ・コンタクトレンズの費用は健康保険の適用となります。加入する医療保険者に、眼科医の「治療用眼鏡等」の作成指示書の写しと「治療用眼鏡等」の領収書を添えて、療養費支給申請書を提出します。

その他、こんな制度も忘れずに

死亡時には葬祭費が支給 権利は2年で消滅

国保や健康保険の加入者が死亡したときは、遺族に葬祭費または埋葬料が支給されます。支給額は健康保険(社会保険)および後期高齢者の場合は5万円、国保の場合は自治体によって異なり、おおよそ5~7万円ほどになります。

申請が必要で、権利は死亡日の翌日から2年で消滅するので注意が必要です。国保・後期高齢者は市区町村、健康保険は保険者(会社)が窓口です。

退職後でも傷病手当金が受けられる場合がある

健康保険に加入している人が病気やけがの療養のために仕事を休み、給料を受けられないときに、最大1年6カ月間、標準報酬の3分の2に相当する額が傷病手当金として支給されます(支払われた給与が手当金を下回る場合は差額が支給される)。

傷病手当金を受け始めた後に、会社を退職して国民健康保険に変わった場合でも、傷病手当金は引き続き受けられますので、申請漏れに気をつけましょう(申請先は、勤務時の健康保険)。

認知症個人賠償責任保険のある自治体が広がっています

認知症の方が事故や線路に立ち入って電車を止めてしまい、鉄道会社から請求された場合など、保険が適用されます。大阪府豊中市は上限3億円までで保険料は市が全額負担します。お住まいの自治体にご確認ください。

意外に多い民間保険(生命保険など)の請求漏れ

生命保険などは、死亡していなくても、高度障害と認定された場合は、死亡と同額の保険金が支払われることが多く、また、特約を付加していれば、入院や障害が残った場合に給付金が支払われます。

世帯分離(世帯変更届)の選択の余地あり

世帯単位の住民税が課税か非課税かによって、介護保険施設入所者の利用料、食費・居住費、医療費の窓口負担、介護保険料、後期高齢者医療保険料など負担が大きく変わる制度があります。

同居親子でも、生計を異にしている場合、住民票の世帯を分離するという選択もあります。

